

横断歩道橋 個別施設計画

2025年度版

中国地方整備局

目 次

1. 横断歩道橋の現状と課題	1
1) 横断歩道橋の位置	1
2) 横断歩道橋の施設数	2
3) 建設年次毎の横断歩道橋の施設数	2
2. メンテナンスサイクルの基本的考え方	3
1) 基本方針	3
2) 定期点検	3
3) 診断	4
4) 措置	4
5) 記録	4
6) 個別施設計画	4
3. 対策の基本方針	5
4. 横断歩道橋の状態	5
1) 令和6年度(2024)点検結果	5
2) 2024年度末現在点検結果	9
3) 変状の事例	10
4) 修繕の実施	10
5. 個別施設計画(2025版)の概要	11

別添①：中国地方整備局横断歩道橋点検計画・修繕計画(令和7年度)

1. 横断歩道橋の現状と課題

中国地方整備局が管理する横断歩道橋の数は、令和7年3月31日現在222施設あり、建設後の平均経過年数は約47年となります。

また、建設後50年を超えるものの割合は、現在、約65%であるが、10年後には約79%、20年後には約86%となり、高齢化が急速に進んでいく状況となっています。

地整管内の横断歩道橋においても、主桁・横桁等の鋼部材へ「塗装の劣化」や「腐食」等の変状が確認され、定期点検による確実な状況把握(早期発見)、点検結果に基づく確実な対策(早期補修)が必要となっています。

施設事例写真



1) 横断歩道橋施設の位置

赤丸は中国地方整備局が管理する横断歩道橋の位置を示します。



2) 横断歩道橋の施設数

中国地方整備局では、令和7年3月31日現在で222施設の横断歩道橋を管理しています。

県・政令市別横断歩道橋施設数

県(政令市)名	箇所数
兵庫県	0
鳥取県	19
島根県	38
岡山県	36
広島県	34
山口県	45
岡山市	24
広島市	26
計	222

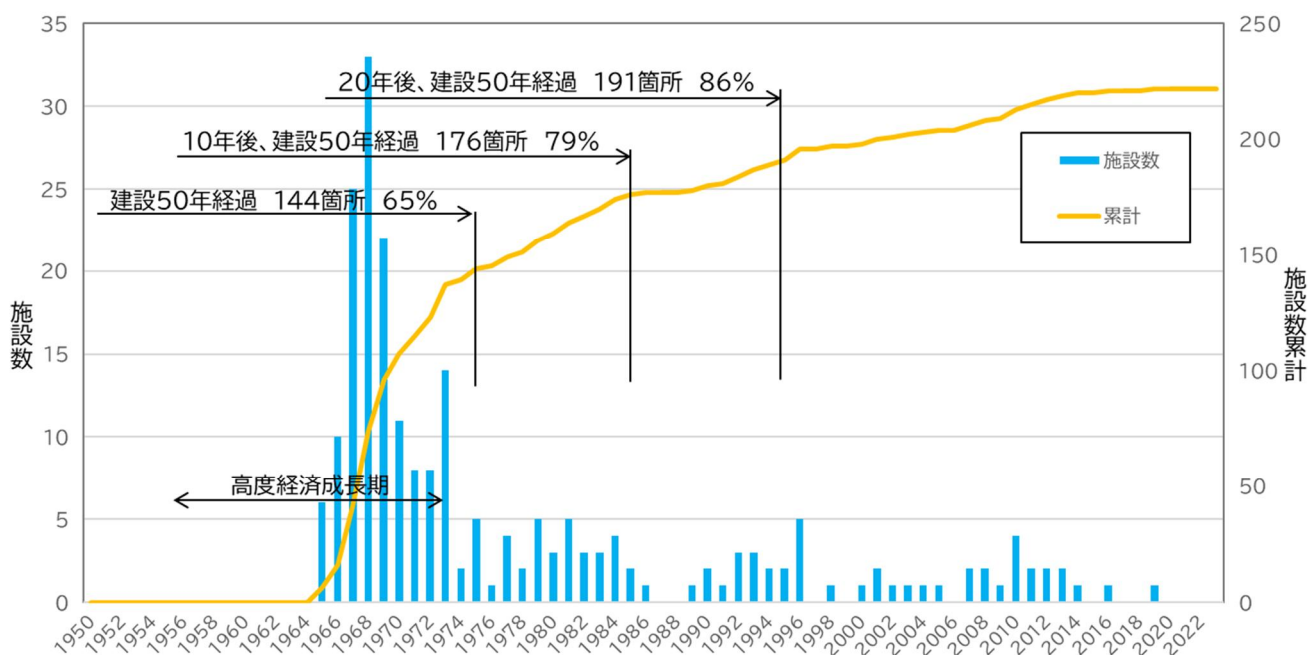
路線別横断歩道橋施設数

路線名	箇所数	路線名	箇所数
国道2号	79	国道188号	7
国道9号	51	国道190号	7
国道29号	1	国道191号	4
国道30号	9	国道317号	0
国道31号	7	国道373号	0
国道53号	22	国道375号	0
国道54号	17	姫路鳥取線	0
国道180号	14	尾道松江線	0
国道185号	4	合計	222

3) 建設年次毎の横断歩道橋の施設数

中国地方整備局が管理する横断歩道橋を建設年次で見ると、高度経済成長期に建設のピークがあり、全体の約6割にあたる137施設が建設されています。

建設年次毎の施設数の推移



2. メンテナンスサイクルの基本的な考え方

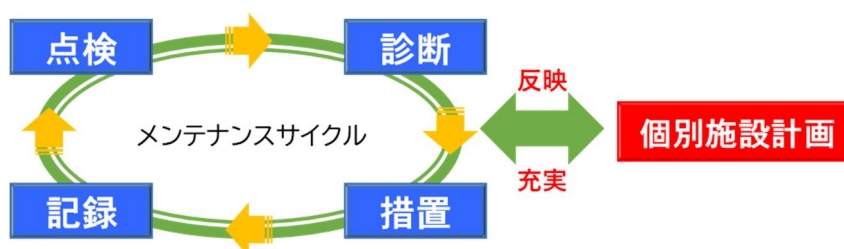
1) 基本方針

横断歩道橋の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→（次の点検）のメンテナンスサイクルを構築します。

点検・診断の結果に基づく「個別施設計画」を策定し、修繕を計画的に実施し、横断歩道橋の健全性の確保を進めていきます。

また、ライフサイクルコスト低減を図るため、予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により措置が必要となった施設については、早期に措置を実施します。

注) ライフサイクルコスト (LCC) : トンネルの計画、設計、維持管理、新設までの一生の期間にかかる費用の総価



2) 定期点検

- (1) 定期点検は、「歩道橋定期点検要領(国土交通省 道路局 国道・技術課 R6.9)」に基づき、5年に1回の頻度で、近接目視等により実施することを基本とします。
- (2) 初回点検は、原則、施設の供用開始後1年から2年の間に実施します。
- (3) 令和元年度からの2巡目点検にあたり、点検支援技術を積極的に活用することで点検の効率化を図ります。

横断歩道橋点検状況



点検は、近接目視に加え必要に応じて触診や打音等の非破壊検査を実施します。また、施設に添架されている照明等附属物本体や取付金具類の点検も実施します。

3) 診断

定期点検では、横断歩道橋の部材及び施設毎に、4段階の区分で健全性の診断を行います。

健全性の診断

診断区分	状態
I：健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II：予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III：早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV：緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

また、施設の変状毎に下表の対策区分の判定を行います。

対策区分の判定

対策区分	定義	診断区分
A	変状が認められないか、変状が軽微で補修を行う必要がない	I
B	状況に応じて補修を行う必要がある	
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある	II
C 2	安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある	III
E 1	安全性の観点から、緊急対応の必要がある	IV
E 2	その他、緊急対応の必要がある	
M	維持工事に対応する必要がある	II
S 1	詳細調査の必要がある	—
S 2	追跡調査の必要がある	—

4) 措置

診断結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が行えるよう措置を講じます。

5) 記録

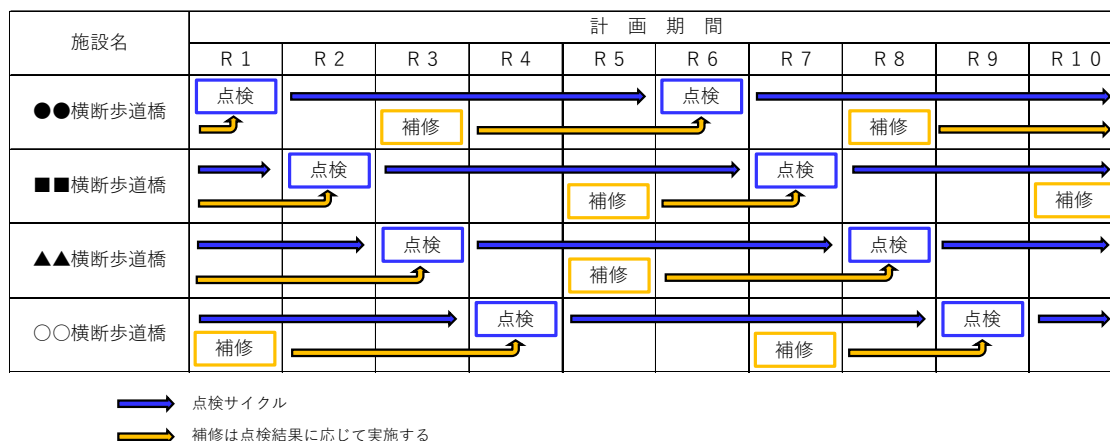
メンテナンスサイクルを確実に実施するために、定期点検及び診断結果、並びに措置内容等を記録し蓄積していきます。

6) 個別施設計画

「横断歩道橋個別施設計画」は、供用中の施設を対象とし、計画期間は5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかになるように10年間としています。

なお、定期点検により毎年新たに発見される変状に対しては、毎年見直し（フォローアップ）を実施します。

点検計画のイメージ



3. 対策の基本方針

対策区分に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が行えるよう、下表の措置を講じることが基本とします。また、対策の優先順位は損傷度や路線の重要度などを総合的に判断します。

対策区分	措 置
B	状況に応じて補修
C 1	損傷発見後、4年以内(次回定期点検まで)に本対策を実施
C 2	
E 1	応急対策を行った上で、損傷発見後、1～2年以内に本対策を実施
E 2	
M	遅くとも次年度までに措置
S 1	必要となる詳細調査を次年度までにまでに実施し、対策区分の再判定を行ったうえで、その判定区分に応じた措置を講じる
S 2	計画的に追跡調査を実施し、対策区分の再判定が可能と判断された段階で再判定を行ったうえで、その判定区分に応じた措置を講じる

4. 横断歩道橋の状態

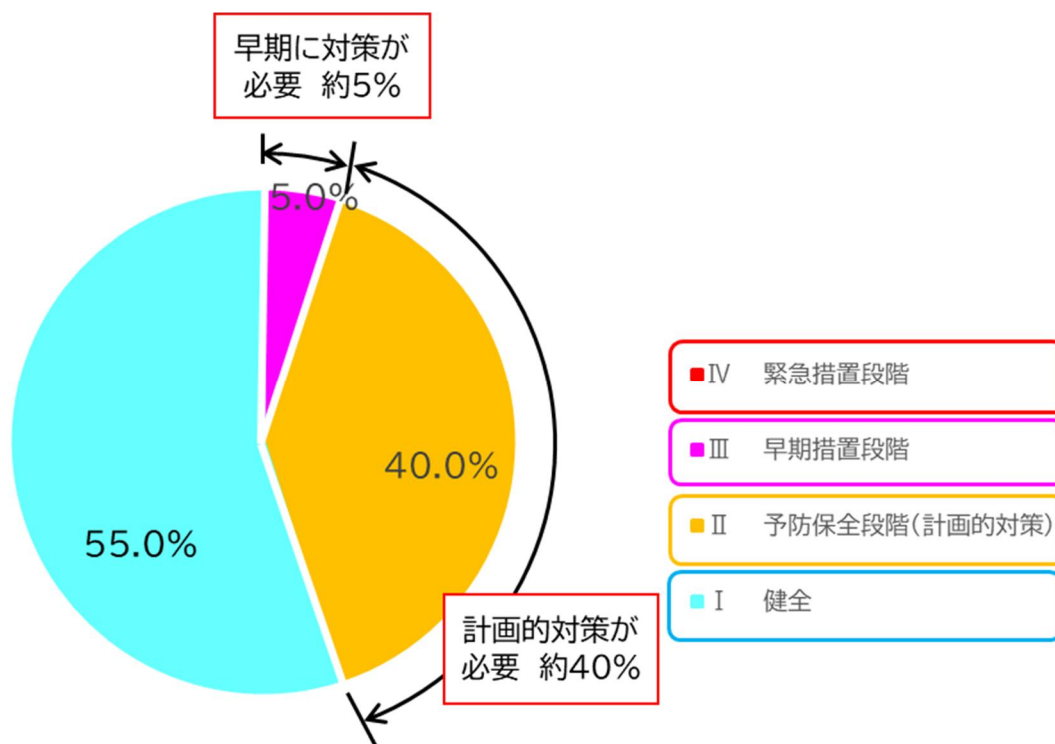
1) 令和6年度点検結果

令和6年度は20施設について定期点検を実施し、結果は以下のとおりです。

- ・ 判定区分Ⅳ（緊急に対策が必要） 該当なし
- ・ 判定区分Ⅲ（早期に対策が必要） 1施設（約 5%）
- ・ 判定区分Ⅱ（計画的対策が必要） 8施設（約40%）
- ・ 判定区分Ⅰ（健全） 11施設（約55%）

※四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

令和6年度点検における判定区分



診 断 区 分	
I	健全
II	予防保全段階：監視を必要とする状態
III	早期措置段階
IV	緊急措置段階

令和6年度 横断歩道橋点検結果

No.	施設名	路線名	完成年次 (西暦)	延長 (m)	管理事務所名	行政区域		判定
						都道府県	所在地	
1	米川横断陸橋	国道9号	1981	68.5	倉吉河川国道事務所	鳥取県	米子市	I
2	西福原横断歩道橋	国道9号	2011	34.3	倉吉河川国道事務所	鳥取県	米子市	I
3	二軒屋横断歩道橋	国道2号	1992	16.6	岡山国道事務所	岡山県	備前市	I
4	一本松横断歩道橋	国道2号	1983	27.8	岡山国道事務所	岡山県	備前市	I
5	東片上横断歩道橋	国道2号	1969	15.3	岡山国道事務所	岡山県	備前市	I
6	片上横断歩道橋	国道2号	1973	18.4	岡山国道事務所	岡山県	備前市	I
7	伊部横断歩道橋-1	国道2号	1983	18.6	岡山国道事務所	岡山県	備前市	I
8	伊部横断歩道橋-2	国道2号	1965	16.7	岡山国道事務所	岡山県	備前市	II
9	香登横断歩道橋	国道2号	1965	19.0	岡山国道事務所	岡山県	備前市	II
10	福富横断歩道橋	国道2号	2007	87.6	岡山国道事務所	岡山県	岡山市南区	I
11	岡南横断歩道橋	国道2号	1985	42.0	岡山国道事務所	岡山県	岡山市南区	III
12	勝間第2横断歩道橋	国道2号	1970	19.5	山口河川国道事務所	山口県	周南市	II
13	長宗横断歩道橋	国道2号	1971	29.7	山口河川国道事務所	山口県	周南市	I
14	戸田横断歩道橋	国道2号	2012	60.0	山口河川国道事務所	山口県	周南市	I
15	大道歩道橋	国道2号	1996	102.4	山口河川国道事務所	山口県	防府市	I
16	中土居横断歩道橋	国道2号	1968	13.8	山口河川国道事務所	山口県	下関市	III
17	印内横断歩道橋	国道9号	1970	24.5	山口河川国道事務所	山口県	下関市	III
18	愛宕横断歩道橋	国道188号	1967	15.4	山口河川国道事務所	山口県	岩国市	I
19	恋ヶ浜歩道橋	国道188号	1990	160.9	山口河川国道事務所	山口県	下松市	I
20	安岡横断歩道橋	国道191号	1968	18.7	山口河川国道事務所	山口県	下関市	III

2) 2024年度末時点検点結果

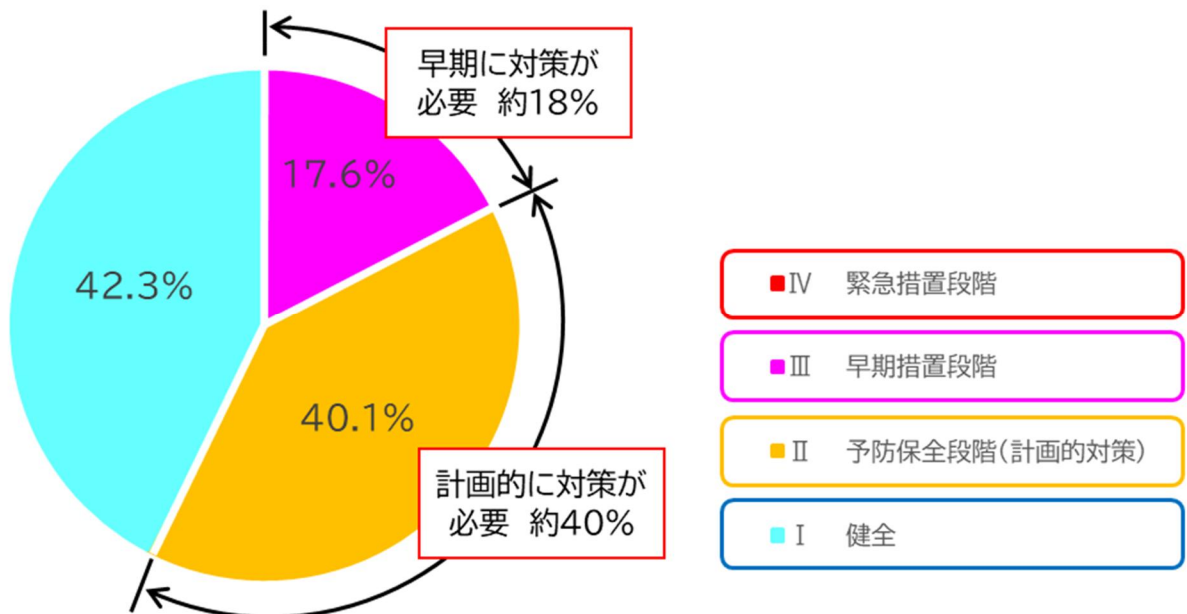
2024年度末時点で実施した222施設の点検結果は以下のとおりです。

- ・判定区分Ⅳ（緊急に対策が必要） 該当なし
- ・判定区分Ⅲ（早期に対策が必要） 39施設（約18%）
- ・判定区分Ⅱ（計画的対策が必要） 89施設（約40%）
- ・判定区分Ⅰ（健全） 94施設（約42%）

※各施設の直近の点検結果を集計

四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

2024年度末時点検点における判定区分



診断区分	
Ⅰ	健全
Ⅱ	予防保全段階：監視を必要とする状態
Ⅲ	早期措置段階
Ⅳ	緊急措置段階

3) 変状の事例

令和6年度までの点検で、以下に示すような変状が確認されています。

①主桁部の腐食(防食機能の劣化)



②横桁部の腐食(防食機能の劣化)



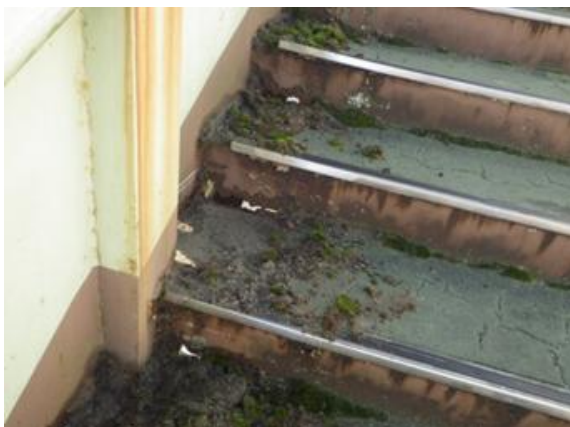
③床版部デッキプレートの腐食



④床版部の漏水



⑤階段蹴上げ部の腐食



⑥排水樋部の腐食



4) 修繕の実施

対策の優先順位は点検結果に基づく損傷度や路線の重要度などを総合的に判断し、補修・補強に取り組んでいます。

なお、対策方法は、変状の状況を十分に把握し選定するとともに、その範囲・規模については、対策を満足する範囲で経済性を考慮し決定します。

5. 個別施設計画（2025 版）の概要

個別施設の、定期点検と修繕の予定時期は以下のとおりです。

なお、本計画は、今後実施する定期点検結果に基づき毎年度見直しを行います。

1) 定期点検計画

定期点検は、5年に1回の頻度で実施する予定です。

	定期点検(横断歩道橋数)									
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
点検計画	19	27	33	74	79	20	27	31	65	78

2) 修繕計画

修繕計画は、次表のとおりです。

定期点検で診断区分「Ⅲ」以上と判定された施設は、次回点検までに本対策を行う予定です。

	修繕計画(横断歩道橋数)									
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
修繕計画	12	14	7	7	16	4	12	13	16	

※修繕計画は予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

中国地方整備局 横断歩道橋点検計画・修繕計画(令和7年度)

※1 診断区分 I:健全、II:予防保全段階、III:早期措置段階、IV:緊急措置段階
※2 講ずる措置の内容は、主な工種を記載している。また、設計中の施設も含まれることから変更となることがあります。

Table with columns: No., 横断歩道橋名, 路線名, 建設年次, 延長(m), 幅員(m), 管理事務所名, 都道府県名, 所在地, 点検・補修計画の診断区分, 点検・補修計画の年次 (2014-2029), 点検・補修計画の工種 (○:点検計画, ●:修繕計画), R7年度以降の予定 (※2 講ずる措置の内容)

中国地方整備局 横断歩道橋点検計画・修繕計画(令和7年度)

※1 診断区分 I:健全、II:予防保全段階、III:早期措置段階、IV:緊急措置段階
※2 講ずる措置の内容は、主な工種を記載している。また、設計中の施設も含まれることから変更となることがあります。

Table with columns: No., 横断歩道橋名, 路線名, 建設年度, 延長(m), 幅員(m), 管理事務所名, 都道府県名, 所在地, 点検・補修計画 (診断区分), 点検・補修計画 (点検計画/修繕計画), 令和年度以降の予定 (診断区分). Rows 60-117.

中国地方整備局 横断歩道橋点検計画・修繕計画(令和7年度)

※1 診断区分 I:健全、II:予防保全段階、III:早期措置段階、IV:緊急措置段階
※2 講ずる措置の内容は、主な工種を記載している。また、設計中の施設も含まれることから変更とすることがあります。

Table with columns: No., 横断歩道橋名, 路線名, 建設年度, 延長(m), 幅員(m), 管理事務所名, 都道府県名, 所在地, 点検年度, 診断区分, 2014-2029 years, 点検・補修計画, 2024-2029 years, 17年度以降の予定.

